次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　組込型共済契約　所得税法第七十六条第五項第三号に掲げる契約の内容と同条第七項第二号に掲げる生命共済契約等の内容とが一体となって効力を有する一の共済に係る契約であって、次に掲げるものをいう。 イ　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の締結するもの ロ　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十二号若しくは第九十三条第一項第六号の二の事業を行う漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会の締結するもの 二　（略） 三　共済掛金積立金　保険法（平成二十年法律第五十六号）第六十三条及び第九十二条に定める保険料積立金であって、農業協同組合法第十一条の十八又は水産業協同組合法第十五条の三に規定する共済金等の給付に充てるべきものをいう。	（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　組込型共済契約　所得税法第七十六条第五項第三号に掲げる契約の内容と同条第七項第二号に掲げる生命共済契約等の内容とが一体となって効力を有する一の共済に係る契約であって、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の締結するものをいう。 （新設） （新設） 二　（略） 三　共済掛金積立金　保険法（平成二十年法律第五十六号）第六十三条及び第九十二条に定める保険料積立金であって、農業協同組合法第十一条の十八に規定する共済金等の給付に充てるべきものをいう。

附　則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

○農林水産省告示第千九百八十二号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第五十七条の規定に基づき、平成二十六年農林水産省告示第八百六十七号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条の農林水産大臣が別に定めて告示するかつお・まぐろ漁業に係る海域及び漁具に関する制限は、次の表のとおりとする。	漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条の農林水産大臣が別に定めて告示するかつお・まぐろ漁業に係る海域及び漁具に関する制限は、次の表のとおりとする。

海域	漁具に関する制限
（略）	（略）
第二　千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共	1　全海域	一・二　（略）
	2　北緯二十三度以北の海域（メキシコの排他的経済水	一・二　（略） 三　浮玉又は浮縄と枝縄とを接続してはならない。 （削る）

海域	漁具に関する制限
（略）	（略）
第二　千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共	1　全海域	一・二　（略） （新設）
	2　北緯二十三度以北の海域（メキシコの排他的経済水	一・二　（略） 三　浮玉又は浮縄と枝縄とを接続してはならない。